

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案の概要

平成26年2月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

東京電力福島第一原発の事故炉について、溶融燃料の取り出しや汚染水の処理などその廃炉に向けた取組は、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業である。その推進に当たっては、国内外の叡智を結集し、予防的かつ重層的な取組を進める必要がある。

このため、事故炉の廃炉を適正かつ着実に進められるよう、国が前面に出て、技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組む。

その際、廃炉と賠償の関連性も考慮し、賠償円滑化のために東電に資金援助を行い、経営全体を監督している原子力損害賠償支援機構(原賠機構)が、事故炉の廃炉に関する技術支援等を総合的に行うことが適切である。

これを踏まえ、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正して、原賠機構を拡充し、事故炉の廃炉関係業務を追加すること等により、政府による大方針や監視の下、技術的判断を新機構が担い、東京電力が取り組む廃炉を着実に進められる体制を構築する。

※廃炉とは、溶融燃料の冷却・取り出し、汚染水の処理、敷地外への放射性物質の放出抑制等を含む包括的な概念。

2. 法律改正の概要

(1)組織名称の変更・法目的の追加<第1条、第3条及び第6条>

廃炉関係業務の追加に伴い、組織名称を「原子力損害賠償支援機構」から「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」(通称:賠償・廃炉・汚染水センター)に変更。

法目的に、現在の「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施」及び「電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保」に加え、「廃炉等の適正かつ着実な実施」を追加。

※「廃炉等」は、原子炉等規制法に基づき指定された特定原子力施設(事故が発生した施設)に係る実用発電用原子炉の廃止(放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。)又は実用再処理施設に関する事業の廃止と、法律上定義。

(2)廃炉等技術委員会の設置<第22条の2~7、第23条>

廃炉技術に関する研究開発業務の実施方針の企画・作成など、廃炉等関係業務の意思決定機関として「廃炉等技術委員会」(委員を大臣認可)を法定。

併せて、廃炉関係業務を機構に追加することから、機構の役員として新たに

「副理事長」を新設するとともに、理事の人数を増加(2名以内)。

(3) 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告<第 35 条第 5 号>

機構が、事故炉の廃炉対策の状況・課題を把握し、専門技術的観点から適切な支援を行えるよう、機構業務として「廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のための助言・指導・勧告」を法定。

(4) 廃炉等に関する効果的な研究開発の推進<第 35 条第 4 号、第 36 条の 2>

事故炉の廃炉対策に関する研究開発を、中長期的な廃炉計画とより統合的な形で実施できる体制を整備するため、機構業務として「廃炉等に必要な技術に関する研究及び開発」を法定。また、業務遂行に当たり、廃炉等技術委員会が廃炉技術に関する研究開発業務実施方針を定め、廃炉等の円滑な実施を促進。

(5) 廃炉等の実施体制に対する国の監視機能の強化<第 45 条第 2 項及び第 47 条>

事業者と機構が政府に共同申請する特別事業計画に、事故炉の廃炉対策の実施状況や実施体制に係る記載を新たに求め、廃炉対策に関する資金・人員等が十分に確保されるよう、確認・監視。仮に不十分な場合には、主務大臣が是正のための措置命令を発動可能とする。

(6) 廃炉等に関する業務の実施<第 55 条の 2>

機構は、事故炉の廃炉対策を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該対策の一部を実施することができる旨を法定。

(7) 廃炉等に関する情報提供<第 35 条第 6 号>

機構が、事故炉の廃炉対策を通じて得られた最新技術などの知見・情報を国内外へ提供する規定を整備。

(8) 主務大臣への廃炉業務の報告、公表<第 35 条の 2>

機構は、毎事業年度、事故炉の廃炉に係る業務の実施状況を主務大臣へ報告し、これを主務大臣が公表する規定を整備。

(9) 国の責務等<第 2 条第 2 項、附則第 3 条>

国の責務規定に、放射性物資によって汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない旨を追加。

また、国は、福島第一原発事故に起因する放射性汚染水の流出の制御が喫緊の課題であることに鑑み、国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとする旨を附則に規定。

3. 施行期日

公布日から3月以内の政令で定める日(一部は公布の日)